



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年9月9日火曜日 第1997号

### ◇ 目次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等(2件).....	952
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	953
土地改良事業の工事完了の届出(2件).....	954
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	955
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件).....	955
町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	955
道路の区域変更(県道三坂松山線).....	955
道路の区域変更(県道柿之浦下波線).....	956
道路の供用開始( " ).....	956
道路の供用開始(県道長浜中村線).....	956
道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....	956

### 公営企業告示

落札者等の告示.....	956
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1313号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
平田ショッピングセンター敷地A  
松山市平田町162番地1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイキ株式会社  
松山市美沢1丁目9番1号  
代表取締役 佐藤 一郎
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイキ株式会社  
松山市美沢1丁目9番1号  
代表取締役 佐藤 一郎
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年4月20日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,505.9平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
304台  
イ 駐輪場の収容台数  
100台  
ウ 荷さばき施設の面積  
143平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
30立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前7時から午後9時45分  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時45分から午後10時  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口12箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

#### 2 届出年月日

平成20年8月20日

#### 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

#### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

#### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第1314号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光

室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
平田ショッピングセンター敷地B  
松山市平田町190番地 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株式会社  
兵庫県姫路市北条口4丁目4番地  
代表取締役 藤本 昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株式会社  
兵庫県姫路市北条口4丁目4番地  
代表取締役 藤本 昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年4月20日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,065.86平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
88台  
イ 駐輪場の収容台数  
79台  
ウ 荷さばき施設の面積  
84平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
22.7立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前7時から午後9時45分  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時45分から午後10時  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口12箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成20年8月20日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1315号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社  
東京都中央区新川2丁目27番1号  
代表取締役社長 米倉弘昌

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第74号、特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成21年1月31日	
使用開始の予定年月日	平成21年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 219.0 最大 306.7
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 35.3 最大 71.4
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 312.6 最大 326.9
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.8 最大 5.4

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5,743 最大 6,980
----------------------------	----------------------

4 汚水等の処理施設に関する事項  
O B T 酸素曝気式活性汚泥処理施設(新設)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成21年1月31日
使用開始の予定年月日	平成21年2月1日
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理
処理施設の型式	酸素曝気式活性汚泥処理
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル
処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理
汚水等の処理の方式	中和、酸素曝気式活性汚泥、凝集沈殿
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1,008.2 最大 1,411.5	通常 219.0 最大 306.7
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 436.4 最大 881.5	通常 35.3 最大 71.4
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,250.2 最大 1,307.7	通常 312.6 最大 326.9
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 16.5 最大 31.9	通常 2.8 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5,743 最大 6,980	通常 5,743 最大 6,980

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.7
----------------	-----------------------	--------------------------

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 17.57 最大 35.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 29.82 最大 69.0
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 24.0 最大 30.0
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.6 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 249,055 最大 327,000

(2) 東総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 17,174 最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が35箇所ある。

○愛媛県告示第1316号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年9月9日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	願連寺地区	平成20年6月16日

○愛媛県告示第1317号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年9月9日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	川根・徳能地区	平成20年3月20日

○愛媛県告示第1318号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・堤地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・堤地区）計画書の写し
  - 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間  
平成20年9月10日から10月9日まで
- 縦覧場所  
伊予市役所

○愛媛県告示第1319号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・菅生中通地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・菅生中通地区）計画書の写し
  - 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し
- 縦覧期間

○愛媛県告示第1322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲81番6から 同市東方町甲52番2まで 及 び 松山市東方町甲52番2地先から 同市窪野町甲4番3地先まで	旧	メートル 10.5～32.0 3.7～13.2	キロメートル 0.720 0.718	
			新	10.5～32.0 7.2～13.2	0.720 0.246	

平成20年9月10日から10月9日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第1320号

砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大南地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大南地区）計画書の写し
  - 砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間  
平成20年9月10日から10月9日まで
- 縦覧場所  
砥部町役場

○愛媛県告示第1321号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・岩川地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 町営土地改良事業（農地保全事業・岩川地区）変更計画書の写し
  - 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し
- 縦覧期間  
平成20年9月10日から10月9日まで
- 縦覧場所  
久万高原町役場

○愛媛県告示第1323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	柿之浦下波線	宇和島市遊子4870番2から 同市遊子4873番1地先まで	旧	メートル 5.0～9.2	キロメートル 0.071	
			新	9.2～19.0	0.071	

○愛媛県告示第1324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柿之浦下波線	宇和島市遊子4870番2から 同市遊子4873番1地先まで	平成20年9月9日

○愛媛県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲177番3から 同市柴乙9番2まで	平成20年9月9日

○愛媛県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年9月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町城辺甲2576番4から 同町城辺甲2652番1地先まで	旧	メートル 5.2～10.0	キロメートル 0.388	
			新	0	0	

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年9月9日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立中央病院整備運営事業	愛媛県公営企業管理局 県立病院課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成20年8月29日	大成建設株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 株式会社システム環境研究所 福岡県福岡市博多区千代四丁目30番2号 株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号	191,171,046,054円	総合評価 一般競争入札	平成19年9月28日